# 所得控除の種類と計算方法

※控除・年齢の要件は12月31日(前年中に配偶者・親族が死亡した場合は、その時点)の現況で判定します。

	所得控除の種類	計算方法
雑 損 控 除	前年中に本人や本人と生計を一にしている配偶者・親族が災害・盗難・横領により住宅や家財などに損失を生じた場合や、本人が災害等に関連してやむをえない支出をした場合	差引損失額 = 損害金額 - 保険等で 補てんされる金額 (1)と(2)のいずれか多い方の金額 (1) 差引損失額-(総所得金額等× 10%) (2) 差引損失額のうち、災害関連支出の 金額 - 5 万円
医療費控除	下記(1)(2)どちらか一方のみ適用可能 (1) 従来の医療費控除 前年中に本人や本人と生計を一にしている配偶者・ 親族について支払った医療費がある場合	(1) (支払った金額)-(保険等で補てんされる金額)-(総所得金額等×5%または 10 万円のいずれか少ない金額)※ 限度額 200 万円
	(2) セルフメディケーション税制による特例 前年中に本人や本人と生計を一にしている配偶者・ 親族について支払った特定一般用医薬品等購入費 があり、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の 取り組みをおこなっている場合	<ul><li>(2) 特定一般用医薬品等購入費ー保険金等で補てんされた金額ー 12,000円</li><li>※限度額88,000円</li></ul>
社会保険料 控 除	前年中に本人や本人と生計を一にしている配偶者・親族の健康保険料・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などを支払った場合	支払った金額
小規模企業 共済等掛金 控 除	前年中に小規模企業共済等掛金(旧第2種共済掛金を除く)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金・個人型年金加入者掛金と心身障害者扶養共済掛金を支払った場合	支払った金額
生命保険料控除	前年中に生命保険料を支払った場合 (1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約(新契約 …一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧事 …一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の2種	医療保険料控除の3種類 契約)

## 【生命保険料控除の計算式】

保険料の区分	支払った保険料の 合計金額	生命保険料控除額		
(1) H24.1.1 以 後	1 円 ~ 12,000 円	支払った保険料の全額		
に締結した	12,001 円 ~ 32,000 円	(支払った保険料の合計額)×1/2+6,000円		
保険契約	32,001 円 ~ 56,000 円	(支払った保険料の合計額)×1/4+14,000円		
(新契約)	56,001 円 ~	28,000 円		
(2) H23.12.31以	1 円 ~ 15,000 円	支払った保険料の全額		
前に締結し	15,001 円 ~ 40,000 円	(支払った保険料の合計額)×1/2+7,500円		
た保険契	40,001 円 ~ 70,000 円	(支払った保険料の合計額)×1/4+17,500円		
約(旧契約)	70,001 円 ~	35,000 円		

※一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の双方にご加入の場合は、各控除ごとに以下のいずれかを選択することができます。なお、合計適用限度額は 70,000円です。

- (1) 新契約のみ控除を適用(適用限度額 28,000 円)
- (2) 旧契約のみ控除を適用(適用限度額 35,000 円)
- (3) 新契約と旧契約との双方の控除を適用(適用限度額 28,000 円)

#### 前年中に地震保険料を支払った場合

- (1) 地震保険
  - …損害保険契約等のうち、地震等により資産に生じた損失の額を補てんする保険金等が支払われる損害保険契約
- (2) 旧長期損害保険
  - …満期返戻金等があり、保険期間または共済期間が 10 年以上のもの (ただし、平成 18 年 12 月 31 日までに損害保険契約を締結し、平成 19 年 1 月 1 日以降に契約変更をしていないもの)

## 地震保険料 控 除

#### 【地震保険料控除の計算式】

保険料の区分	支払った保険料の合計金額	地震保険料控除額		
(4 ) III. (#) / II PA / IV	1円~50,000円	(支払った保険料の合計額)×1/2		
(1)地震保険料	50,001 円 ~	25,000 円		
	1円~5,000円	支払った保険料の全額		
(2)旧長期損害保険料	5,001 円~15,000 円	(支払った保険料の合計額)×1/2+2,500円		
DR BX T1	15,001 円 ~	10,000 円		

※支払った保険料が「地震保険料」と「旧長期損害保険料」の両方がある場合は、それぞれの控除額を合算した金額が地震保険料控除額になります。(適用限度額25,000円)

	<ul><li>(1) 本人または哲 手帳・戦傷病</li><li>(2) 本人または招いのある65 らうけているも</li></ul>				
障害者控除	特別障害者控除 (1) 本人または担身体障害者福祉手帳 1 デックで複雑な介(2) 本人または担いのある 65 元長からうけて	1 人につき30 万円			
	, , , , ,	害に該当する方と同	居している場合、同	居加算があります。	1人につき 23 万円 の加算
	未婚の人、もしくに 姻していない人で ※住民票の続柄 ※ここでの「子」と 指す	寡 婦 26 万円			
(令和3年度から)	合計				
ひとり親 控 除 寡 婦 控 除		子を扶養	500 万円以下 ひとり親控除	500 万円超え	
	扶養親族あり	子以外を扶養	寡婦控除	該当せず	
		配偶者と死別	寡婦控除	該当せず	
	大養親族なし	配偶者と離別	該当せず	該当せず	
	V (20) 000 000	未婚かつ 同一生計に子あり	ひとり親控除	該当せず	
	配偶者と死別・離で、下記の扶養業	特別寡婦 30 万円 寡 婦 26 万円 寡 夫 26 万円			
(令和2年度まで) 寡婦控除 寡夫控除	合計所得金額		500 万円以下	500 万円超え	
	扶養親族あり	子を扶養	特別寡婦控除または寡夫控除	寡婦控除	
		子以外を扶養	寡婦控除		
	扶養親族なし	配偶者と死別	寡婦控除 ————————————————————————————————————	該当せず	

	学生•生徒	· で勤労に	 よる所得(給 <i>与</i>	5等);	があり、前	年中の合計所		万円		
勤労学生	学生・生徒で勤労による所得(給与等)があり、前年中の合計所得金額が 75 26 万円 万円(令和 2 年までは 65 万円)以下で、かつそのうち不労所得(配当等)が									
控除	10 万円以下の場合									
	控除については以下のとおり									
						同一	生計配偶者			
	区分					控除対象配偶	首			
		納税義 合計所		00 万	円以下	900 万円超え 950 万円以下	950 万円超え 1,000 万円以下	1,00	0 万円超え	
	配偶者	控除(70 歳	未満)	33	万円	22 万円	11 万円		0 円	
配偶者控除	老人配偶	者控除(70	歳以上)	38	万円	26 万円	13 万円		0 円	
	同一生計画	記偶者:納	税義務者と生	計を	一にする	配偶者のうち、「	前年の合計所得金	え額が	48 万円	
	(令和2年	度までは	38 万円)以下	「の酉	己偶者					
	控除対象西	記偶者:同	一生計配偶者	音のう	ち、前年の	の合計所得金額	質が 1,000 万円以	下では	ある納税義	
	務者の配信	禺者								
	生計を一に	こしている、	前年中の合	計所	得金額が	48 万円(令和	2 年度までは 38	万円	])以下の 16	
	歳以上の打	夫養親族か	いる場合(16	歳ヲ	<b></b> 未満の親族	で合計所得金	額が 48 万円(令:	和 2 4	年度までは	
	38 万円)以	人下の方は	、扶養親族と	なり	ますが、扶	養控除の対象	こはなりません。)			
   扶養控除	扶養親族は6親等内の血族および			CK	一般の打	 <b>大養親族</b> : 10	5 歳~18 歳		33 万円	
次 食	3 親等内の姻族				23 歳~70 歳未満				·	
	同居老親等	等扶養親加	笑は本人、配信	男者	特定扶着	<b></b> 養親族 : 19	) 歳~22 歳		45 万円	
	の直系尊属	夷			老人扶着	<b></b> <b>集親族</b> : 70	) 歳以上		38 万円	
					同居老籍	見等扶養親族:	70 歳以上		45 万円	
	サミナ、ファナフェコ 個 老っ、									
	生計を一にする配偶者で、控除対象配偶者に該当しない配偶者がいる場合控除額は以下のとおり									
	【令和 3 年度から】									
	MR 3 中度がり									
	 	卍偶者 の合	計所得	90	0 万円以下	900 万円超え	950 万円超え	1.00	00 万円超え	
				-	- 70   10   1	950 万円以下	1,000 万円以下 者特別控除の額	1,00	79 73 1 17672	
	480,00	1 円 ~	950,000 円	+	33 万円	T	1			
┃ ┃配偶者特別	950,003	1 円 ~	1,000,000 円		33 万円	22 万円	11 万円	1		
控除	1,000,00	1 円 ~	1,050,000 円		31 万円	21 万円	11 万円	1		
	1,050,00	1 円 ~	1,100,000 円	1	26 万円	18 万円	9 万円			
	1,100,00	1 円 ~	1,150,000 円		21 万円	14 万円	7 万円	1	お色力	
	1,150,000	1 円 ~	1,200,000 円		16 万円	11 万円	6 万円		対象外	
	1,200,00		1,250,000 円		11 万円					
	1,250,00		1,300,000 円		6 万円					
	1,300,00		1,330,000 円		3 万円					
	1,330,003	1 円 ~			0 円	0円	0円			

【令和	2	年	度主"	رنز)
I I J /I H	~		/× ~	<u> </u>

111111 1 28	` 4							
				納税義務者の合計所得金額				
而口/用·号	⊭ σA	計所得	900 万円以下	900 万円超え	950 万円超え	1,000 万円超え		
自由四名	3 V) 🗆	1 印 刀 1寸		950 万円以下	1,000 万円以下			
				配偶者特別控除の額				
380,001 円	$\sim$	850,000 円	33 万円	22 万円	11 万円			
850,001 円	$\sim$	900,000 円	33 万円	22 万円	11 万円			
900,001 円	$\sim$	950,000 円	31 万円	21 万円	11 万円			
950,001 円	$\sim$	1,000,000 円	26 万円	18 万円	9 万円			
1,000,001 円	$\sim$	1,050,000 円	21 万円	14 万円	7 万円			
1,050,001 円	$\sim$	1,100,000 円	16 万円	11 万円	6 万円	対象外		
1,100,001 円	$\sim$	1,150,000 円	11 万円	8 万円	4 万円			
1,150,001 円	$\sim$	1,200,000 円	6 万円	4 万円	2 万円			
1,200,001 円	$\sim$	1,230,000 円	3 万円	2 万円	1 万円			
1,230,001 円	~		0 円	0 円	0 円			

## 【令和3年度から】

納税義務者の合計所得金額に応じて適用される控除控除額は以下のとおり

基礎控除

納税義務者の合計所得金額						
2,400 万円超之 2,400 万円以下 2,450 万円以下 2,500 万円以下 2,500 万円以下 2,500 万円超之						
43 万円	29 万円	15 万円	適用なし			

## 【令和2年度まで】

納税義務者全ての方に適用される一律の控除(控除額33万円)